審査基準(公表用)

所管部(局):課 生活衛生課

					<u>所管部</u>	(局)・課 生	活衛生課			
法	令 名	公衆浴場	去			法令の番号	昭和23年法律第139	号		
手	続 名	公衆浴場常	営業許可(1/3)			根 拠 条 項	第 2 条第 1 項			
審査基準	手 続 名 公衆浴場営業許可(1/3) 根 拠 条 項 第2条第1項 第1 公衆浴場の配置の基準 1 市の区域にあっては、既設の公衆浴場の敷地から 300m以上、その他の区域にあっては 400m以上離れていること。ただし、土地の状況により知事が配置上支障がないと認める場合は、この限りでない。 2 次の各号に掲げる公衆浴場は、前項の公衆浴場には含まない。 (1) 工場その他の事業場がその従業員の福利厚生施設として設置する公衆浴場で、知事が指定するもの(現在指定していない) (2) 社会福祉法(昭和26年法律第45号)第2条にいう社会福祉事業の施設に設置する公衆浴場で、知事が指定するもの(現在指定していない) (3) 入浴設備を個室のみに設けた公衆浴場 (4) 温泉法第2条に規定する温泉を利用して設置する公衆浴場 第2 営業者(風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第6項第1号の営業を営む営業者〔以下「個室付浴場営業者」という。〕を除く。)が講じるべき構造設備の基準 1 浴室									
(6) 浴室に供給される湯又は水が飲用できない場合には、給水(湯)栓の周囲の見やすい箇所に、飲用不適である旨を表示すること。 (7) 浴槽には、必要に応じ、温度計を備えること。 (8) 洗場の床は、排水が停滞せずに流出できること。 (9) 適当数の洗いおけ及び腰掛を備えること。 (10) 適当な数の給湯(水)栓を設けてあり、湯及び水を十分供給できること。 (10) 適当な数の給湯(水)栓を設けてあり、湯及び水を十分供給できること。 (11) 放熱パイプを設けている場合は、蒸気、熱気等が直接身体に接触しないこと。 (12) 蒸気箱又は熱気箱を設ける場合は、入浴者が内部から開閉できること。 (13) 浴槽水の水質は次に定める基準に適合すること。ただし、この基準(濁度、全有機炭素の量及び過マンガン酸カリウム消費量に限る。)により難く、かつ、公衆衛生上支障がないと認めるときは、この基準の全部又は一部を適用しない。 濁度~5度以下 全有機炭素の量又は過マンガン酸カリウム消費量あっては1ℓ中25 mg 以下。ただし、塩素化イソシアヌル酸又はその塩を用いて消毒している等の理由により、全有機炭素の量の測定結果を適用することが不適切と考えられる場合は、過マンガン酸カリウム消費量 1ℓ中25 mg以下。 「要付」保健福祉事務所」 「保健福祉事務所」 「保健福祉事務所」 「標題」 「保健福祉事務所」 「保健福祉事務所」 「標題」 「保健福祉事務所」 「標題」 「保健福祉事務所」 「標題」 「保健福祉事務所」 「標題」 「保健福祉事務所」 「特別」 「特別」 「特別」 「特別」 「特別」 「特別」 「特別」 「特別										
機関		機関		機関		標準経由期	 間 - 日	NO		

審査基準(公表用) 所管部(局):課生活衛生課

			<u>所官部</u>	3(局)・課 生	活 (年) 法				
法	令 名	公衆浴場法		法令の番号	昭和23年法律第139号				
手	続 名	公衆浴場営業許可(2/3)		根拠条項 第2条第1項					
	大腸菌群(グラム陰性の無芽胞性の桿菌であって、乳糖を分解し、酸とガスを形成するすべての好気性又は通性嫌気性の菌をいう。)~ 1 ml 中に 1 個以下 レジオネラ属菌 ~ 100ml 中に 10cfu 未満 2 脱衣室 (1) 男女別に設けてあり、相互に見通すことができないこと。								
審	(2) 採光及び換気に有効な窓又はこれに代わる設備が設けられていること。 (3) 照明は、床面において 70 ルクス以上の照度であること。								
查	(4) 適当な数の脱衣棚又は脱衣カゴを備えて、衣類等を衛生的に保管できること。 3 便所 (1) 男女別に設けられていること。								
基	(1) 另文別に設けられていること。 (2) 手洗い設備が備えられていること。								
準	(3) 採光及び換気に有効な窓又はこれに代わる設備が設けられていること。								
-	(4) 照明は床面において 70 ルクス以上の照度であること。 4 その他								
	(1) 手ぬぐい、くし、かみそり等は、使用ごとに衛生的処置をほどこしたもの以外は入浴者に貸与しないこと。								
	(2) 脱衣かご、洗いおけ、腰かけ等は、清潔なものを備え、定期的に消毒を行うこと。 (3) 浴場は、常に清潔を保持し、衛生害虫及びねずみの発生を防止すること。								
	(4) 浴場の内部は、外部から見通すことができないこと。								
		は、風紀を乱す文書、絵画、写真、置 * - 光光景に図れた乱またらな照構の		又は設けられてい	ないこと。				
	(6)浴場では、従業員に風紀を乱すような服装及び行為をさせないこと。 (7)浴場内の利用しやすい場所に飲料水を供給する設備を設けること。								
			-	.					
	第3 第2の1(1)、2(1)及び3(1)の基準は、専ら特定の者に貸切りで利用させる浴場については、適用しない。								
	 第4 個室付浴場営業者が講じるべき構造設備の基準								
		1~4(1の(1)及び(2)並びに2の(1):	を除く)の基準に適合しているこ	:と。					
	(2) 個室の床面積は 5 ㎡以上であること。								
	(3) 各個室への通路は、共用のものであること。 (4) 個室内は、その個室の出入口から見通しのきく構造配置であること。								
	(5) 個室の出入口は、幅 0.7m以上高さ 1.8m以上であること。								
受付	保健福祉事務所		E付 保健福祉事務所	標準処理期間	12日	目次			
機関		機関機関	送	標準経由期	間 - 日	NO			
	·	•		•		•			

審 査 基 準 (公 表 用) <u>所管部(局)・課 生 活 衛 生 課</u>

様式第3号

法	令	名	公衆浴場	· 法		<u></u>	法令の番号	昭和23	年法律第139号		
手	続		公衆浴場	営業許可(3/3)			根 拠 条 項	第2条第	1項		
	(6) 個室の出入口に扉等を設けるときは扉に鍵をつけないこととし、その扉等の 1.8m以下の適当な位置に 0.3 ㎡以上の透明ガラス窓を設ける等の見通しのきく措置をし、かつその見通しを妨げるような遮蔽物を設け、又はその見通しを妨げることができるような設備をしていないこと。 (7) 個室内の照明の点滅装置はその個室の外に設け、かつ一個の点滅装置で個室内の全部の照明の点滅をすることができること。 (8) 個室内には、入浴に必要でないものを置かないこと。 第5 知事は、公衆衛生上必要があると認めるときは、許可に際して必要な条件を附するものとする。										
審		申請者に才次のいずれに		·							
查	(1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。) (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)										
基	(3) 暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者 (4) 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者										
#											
受 付機関	保健	福祉事務所	処理 機関	保健福祉事務所	交付 保 機関	健福祉事務所	標準処理期間		12日	目次 N O	
「成法」			「灰」大」		汉[大]		標準経由	期間	- 日	140	